

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年10月8日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市旭山動物園ポスター等封入封かん業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

ぬりえ等431部およびポスター等1,713部の封入封緘

イ 履行期間

令和7年4月2日から令和7年4月18日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町倉沼

旭川市経済部 旭山動物園

電話 0166-36-1104

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれに準ずる者

(2) 旭川市内に拠点を有すること

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、旭川市小規模障害福祉事業所連絡協議会から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。